



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報

いつの間にか切り替えに 電気の契約切り替えトラブル

知らない事業者から「今よりも電気料金が安くなる。電気料金の明細を教えてください」と電話があった。よく分からずに言われるまま検針票に書かれた番号などの情報を伝えると封書が届いた。数日後、「書類は届いているか」と電話があり、そこで初めて封書は電気契約の切り替え手続きの書類であったこと、1週間前の電話で契約の申込みをしたことになっていたことが分かった。（当事者：60歳代 女性）

【ひとこと助言】

電力の小売全面自由化以降、電話勧誘による電力切り替えに関するトラブルの相談が寄せられています。電力会社等から電話を受けた際は、事業者名や内容をよく確認し、必要なればきっぱり断りましょう。切り替えに必要な住所や供給地点特定番号等の情報は、現在契約している会社が発行する検針票に記載されています。検針票の記載情報を伝えたと、勝手に別の会社への切り替え手続きをされていたというケースもあります。安易に検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。

～以上、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

楽しく通ううちに高額な賞品を購入 SF商法

閉め切った会場に人を集め、日用品などをただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な商品を契約させる手口です。『SF商法』または『催眠商法』と呼ばれます。数カ月以上の長期にわたって販売会を開催し、**無料・安価な商品を目当てに通う高齢者に個別に声をかけて、次々に高額な商品を販売する手法も見られます。**

【事例1】 知人に誘われて「宣伝を聞くと無料で商品がもらえる」という会場に出かけた。何度か通ううちに、販売員から1対1の勧誘を受ける様になった。2カ月の間にムートンや磁気治療器、仏具、下着などを次々にしつこく勧められ、断り切れず契約した。総額で100万円くらいの契約だと思っていたが、実際は500万円以上にもなり、手元のお金では足りず、生命保険を解約して支払った。

【事例2】 80歳代の母が折り込み広告を見て会場へ行き、健康食品を購入した。会場へ行けば販売員から愛想よくしてもらえ、購入すれば特別扱いされることから、貯蓄を崩して購入を続けていたようだ。押入れから大量の健康食品が出てきて契約書面を確認したら、4年間にわたって500万円以上購入している事が判明した。

▽トラブル防止のポイント▽

無料の日用品等につられて安易に会場に近づかないことが第一です。長期的に会場に通うなかで築かれた販売員との関係や会場の雰囲気によって、勧誘を断りにくくなります。老後の資金を取り崩してまで購入が必要か、よく考えましょう。家族や周囲の人は、当事者(本人)に寄り添った話し合いを心がけてください。会場に向く背景には、日常的な寂しさ、娯楽のなさ、健康不安、経済不安等があるといわれています。頭ごなしに否定したり怒ったりせず、話を聞くようにしましょう。

◀ 消費生活に関する相談は ▶

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般） ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン（全国共通） ☎1 8 8 ※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379